

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書

産業部 商工観光課

監査期間 平成26年 4月 1日から
平成26年 7月31日まで

指摘事項	措置状況
ア 契約事務	
(ア) 50万円を超える契約において、 予定価格が定められていない契約が 散見された。	今後は予定価格を定めます。
(イ) 契約締結伺いにおいて、1者随意 契約の正当な理由の記載がないものが 散見された。	今後は記載します。
(ウ) 委託契約において、契約金額の 積算根拠が不明確なものが散見された。	今後は明確にします。
(エ) 契約書に契約保証金に関する事項 や暴力団排除に係る解除に関する事項、 支払の遅延に対する遅延利息や支払の 時期が明記されていないものがあつた。	今後の契約については、契約保証金に関する事項や暴力 団排除に係る解除に関する事項、支払の遅延に対する遅 延利息や支払の時期を明記します。
(オ) 土地賃貸借契約において、年度当 初から賃借している土地の契約が今現 在まだ契約されていなかった。また、 契約締結前にもかかわらず支出負担行 為がなされていた。	契約を締結しました。 今後は速やかに契約を締結します。
(カ) 土地賃貸借契約において、自動更 新条項が規定されているものがあつた。	今後、条項を削除し、毎年契約を締結します。
(キ) 公金の徴収を私人である指定管理 者に委託しているが、その場合の法令 で定められた手続きがとられていなか つた。また、法令で私人への徴収委託 が認められていない歳入について委託 しているものがあつた。	委託について告示・掲示を行いました。 今後は、歳入を直接徴収するようにします。

指摘事項	措置状況
(ク) 委託契約の締結伺いには「西尾市業務委託契約約款」が添付されていたが、契約書に約款が添付されていないものが散見された。	今後は添付します。
イ 補助金交付事務	
(ケ) 平成26年度の交付金申請の提出期限を5月にし、交付決定を同日で交付決定していたが、交付決定前に着手した事業についても補助対象と認め補助金を支払っているものがあった。	27年度事業から4月1日付で交付決定します。
(イ) 補助金交付申請書に添付されている事業計画書に前年度の事業が記載されていた。また、補助金額の算出方法が不明確なものや、補助金交付申請書に添付されている補助金の算出根拠になる書類に申請者の証明印のないものがあった。	事業年の記入誤りのため修正しました。 補助金額の算出方法の明確化、証明印の押印を徹底します。
(ウ) 補助金を前金払いで支払っていたが、補助金交付決定伺い文中に、前金払に関する記載がなかった。	27年度から決裁に記入します。
エ 職員の時間外勤務手当の支給事務において、同一週を超えて週休日の振替を行い、1週間の正規の勤務時間を超えなかったにもかかわらず、勤務時間外手当を支給していた。今後、このような誤りが発生しないよう適切な事務処理をされたい。	8月分の時間外勤務手当で調整しました。 今後は確認をしっかり行います。

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定期監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。
- また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。